

平成27年9月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年9月7日（月）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	平成27年9月7日（月） 午前 8時59分
散 会 日 時	平成27年9月7日（月） 午後 1時47分
委 員 長	中野 昭
委員会出席 議 員	
委 員 長	中野 昭
副 委 員 長	頓所 澄江
委 員	坂本 晃 矢部 一夫 金澤 孝太郎 川崎 葉子 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	なし
議 長	
委員外議員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 6 4 号	鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案 可決
第 7 1 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号） のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 7 5 号	平成 2 6 年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	認 定

委員会執行部出席者

(秘書室)		(総務部)	
秘書室長	田島 史	総務部長	武井 利男
秘書課長	佐々木 紀演	総務部副部長	田口 義久
(企画部)		総務課長	榎本 智
企画部長	望月 栄	職員課長	清水 洋
企画部副部長兼財政課長		契約検査課長	笹野 一郎
	根岸 孝行	自治文化課長	町田 浩一
企画部副部長兼危機管理課長		自治文化課副参事	
	中島 章男		大島 幸子
総合政策課長	飯塚 孝夫	吹上支所長	田島 好夫
情報システム課長兼社会保障		川里支所長	鵜飼 能志
・税番号制度導入プロジェクト課長		会計管理者	野口 泰三
	小林 宣也	会計課長	宮澤 芳之
		監査委員事務局長	
			堀 雅勝
		書記	竹井 豊
		書記	森田 慎三

(開会 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

金澤孝太郎委員と川崎葉子委員にお願いをいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託された案件は、議案第64号 鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第71号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分、議案第75号 平成26年度鴻巣市一般会計決算認定のうち本委員会に付託された部分の議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案については、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第75号の一般会計決算認定については歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後討論、採決の方法で進めたいと思いますが、この方法で異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは、初めに議案第64号 鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(総務課長) おはようございます。

それでは、議案第64号 鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、またはマイナンバー法と言っておりますが、これがことしの10月5日に施行されることに伴いまして、本市の鴻巣市個人情報保護条例につきましても法律の趣旨を踏まえた改正をしようとするものです。

なお、今回の主な改正内容といたしましては、番号法に新たに規定され

た特定個人情報につきましての目的外利用及び外部提供の制限に関する規定を新たに加える改正となっております。

初めに、第2条では従来の個人情報とは別に12桁の個人番号を含む個人情報を特定個人情報と定義するものです。

次に、第13条の2では特定個人情報の目的外利用につきまして、特定個人情報を収集した目的外の利用を原則禁止するとともに、次の第2項におきまして例外的に特定個人情報を利用できる場合に関しまして番号法と同様に規定をするものです。

次に、13条の3では特定個人情報の外部提供につきましては番号法において実施機関、ここでは市の全ての機関というふうに読んでいただければと思いますが、実施機関以外の機関へ特定個人情報を提供できる場合は番号法第19条の各号に規定された場合に限定されることから、番号法と同様にこれを規定するものでございます。

このほか特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の措置につきましても番号法と同様に改めるものです。

説明につきましては以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(坂本) 先日たしか鴻巣市役所がテレビで放映されたのです。それは、多分この個人情報を守るための研修会やっているような、そういう鴻巣市役所が出ていた、そういう番組たまたま見たのです。皆さん見たかどうかかわからないのだけれども、職員が研修されているような、特にそういうふうに取り上げられたというのは何か変わったものも含まれてやっているのか、鴻巣市として世間一般にやっている、こういうこれからの制度にあわせた研修を受けているのか、それとも鴻巣は独自にそういうものが特に変わったところがあるのかというのをちょっと確認したいのですけれども。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) ただいまの質問の中で、恐らくBSの夜の10時土曜日だったかと思うのですけれども、NHKのほうで取り上げられたのが番号に対する取り組み

ということで、一例を紹介されたものです。なぜ鴻巣市が取り上げられたかということなのですからけれども、鴻巣市では前年度からITbookというシステムコンサルタントのほうに業務委託をお願いをしております。そのITbookの社長がその業界ではかなり著明な方でして、そういう国の審査委員会ですとか、そういったところに参画をするような方です。その中で鴻巣市のコンサルティングをやる中で、鴻巣市がしっかりとした取り組みを早くから始めているということで、先進的に取り組んでいる事例ということで紹介をされたものです。ですので、特段鴻巣市が変わったことをやっているとか、そういうことというよりは、きちんとして対応していますという一例、またマイナンバーの作業が非常に大変な作業だということを紹介した作品というか、番組ということになっております。

以上です。

（坂本）たしかそういう内容だったと思うのです。職員が研修を受けている様子がここに放映されていたというのは覚えているのですけれども、まだ正式にスタートしているわけではないのだけれども、職員の感想として情報管理という面ではやっぱりどんな感想を持っているのかな、職員の感覚をちょっと教えていただければと思うのですけれども。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）番組の内容で放送された会議の説明会の内容というのが、本人確認という作業をきちんとやりましょうという実は内容でした。今までも当然運転免許証等で本人を確認した上でいろんな証明を交付したりというのは当然ながらやっているのですけれども、今度は番号を確認するという行為と、本人が間違いなくその方であるかどうかという本人確認というのをきちんとやりなさいということが今回マイナンバー法が施行されるに当たって厳格に指導されております。そのために従来よりもより丁寧に、確実に本人であるかどうかの確認を行いなさいということを職員周知を図ったというところなんです。ですので、職員にとっては今まで以上に慎重に、かつ厳格に本人であるかどうかの確認をしてくださいということでお願いをしたところなんです。

(坂本) もう質問というあれではないのですけれども、そういう取り上げられるほどやっぱり今回大変なことに向かっていくのかなと思うのです。やっぱりその管理については、しっかりとこれからやっていかなくてはならないと思うので、職員の方も大変だと思いますけれども、その辺はしっかり研修受けて、他市に誇れるような、そういう管理という形でやっていただければありがたいと思います。ありがとうございました。

(川崎) おはようございます。改めまして、そのマイナンバーの導入の目的なのですからけれども、これは国のほうでは公平公正な社会利便性の向上などを目指すということで、きめ細やかな社会保障が的確に行われることを目指すものだと考えております。本市におきましてのその導入の本市における言ってみたら事務作業面のメリット、また本市における市民のメリットについてはどのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) まず、市役所的な事務の効率化ですけれども、今までは市役所の内部で宛名番号と言われるもので管理をしていたわけなのですからけれども、今度は個人番号という全国画一のその方個人にしかつけない12桁の番号がつくわけですからけれども、その番号を利用することによって、他市町村の例えば一例でいきますと所得証明、一般的によく申請に必要な添付書類になるのですけれども、そういったものが番号がひもづくことによって、国の中間サーバーというデータをとりに行くところがあるのですけれども、そことの連携がシステムの的に図られることになります。ですので、今まで例えば北海道から鴻巣にいらした方が一々北海道から証明をとらなくても、鴻巣市でその手続をしていただければ、マイナンバーを利用することによってその所得証明を利用することができると。そういう意味では、市役所もそうですし、住民の方も相互にメリットがあるという形だと思っております。

(川崎) それでは、先に通知カードが郵送されまして、その後個人番号カードが発行されるわけでございますけれども、周知とかもこれから大変になってくるかと思いますが、まずその第一段階、どのぐらい個人番

号カードを発行される市民の数がどのくらいになると今予想されていらっしゃるのか。

（金澤）今回の個人情報保護法の……、いわゆる番号性、マイナンバー制度、これ委員会が政策総務常任委員会と市民環境常任委員会と2つに出ているわけです。政策総務のほうのいわゆる質疑と向こうの質疑をどういう程度のジャッジにしていくかというのが非常に我々はわからないところがありまして、逆にこっちが質問したことについて、いや、それはここではないですよとか、それはわからないのです、こっちが。だから、その辺は逆に言っていただいて、どうしても質疑するのであれば休憩とってもらって説明してもらおうとかいう形にしていかないとごっちゃになってしまうと思うので、その辺いかがかなと思うのですけれども。

（企画部長）まず、2つの委員会の線引きですけれども、実際にまず組織的には今の情報政策課内にマイナンバーのプロジェクトを立ち上げておりますので、マイナンバー全体の考え方とか、先ほどの今回個人情報の保護条例もありますけれども、情報管理とか、そういった面での議論というのはこちらでよろしいのかなと思っております。

一方、市民課が今後先ほどの通知カードから始まりまして、番号の交換とかを10月以降から事務をやってまいります。そうしますと、今回の条例のほうでも手数料条例の改正が出ていますけれども、個人カードを交付するとか、先ほどの川崎委員の何人ぐらいを対象にしているのかというのは実は市民課が属する市民環境のほうで付託されておりますので、そこがダブってしまいますと2つの委員会にそれぞれの議案として付託されている関係からマイナンバー全体の情報関係、本会議でも随分出ましたけれども、そういった部分ではこちらでよろしいのかなと。直接的なカードの交付であったり、対象者であったり、方法であったりとか、そういったものは市民環境のほうでラインを引いていただければよろしいかなというふうに考えております。

（委員長）ただいま答弁が企画部長からありましたように我々は議案第64号、一方議案第68号がこれ市民環境常任委員会というふうに、うちと分かれているという観点から、先ほど川崎委員の質問等についてはむし

ろ市民環境常任委員会に出されている手数料条例一部改正のほうの議論になるだろうということですので、あくまでも私たちは議案第64号ということに進めていくこととなりますので、その点川崎委員、よろしいですか。

(川崎) はい、いいです。

そうしましたら、質問をかえさせていただきまして、これもどちらになるのかわかりませんが、質問させていただきたいと思っております。

まず、先ほどのご答弁のほうに参りますけれども、まずそもそもマイナンバー、個人カードにどれだけの個人情報があるのか。情報漏えいということが非常に心配をされている声が多々あるわけです。そもそもいろんな今の所得や何かも直接そのマイナンバー、個人情報カードに記載されているというわけではなく、当然そういうことは全くないわけなのですけれども、一つには個人情報の漏えいを心配する声に応えなければいけないというふうに思っております。まず、この点について心配はないのだということだとは思っておりますけれども、具体的にちょっとお話をさせていただきたいというふうに思いますし、あともう一点なのですけれども、これは本会議で質問があったことかと思っておりますが、どのぐらいの事務作業を予定されているのかといったときに、98事務というご答弁があったかと思っております。相当あるのだなというふうに思ったのですが、これは例としてどのような事務なのか、主なものを挙げられるようであれば挙げていただきたいと思います。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) まず、個人情報の漏えいに対する心配ということなのですけれども、市では日本年金機構の情報漏えい事件、日本全国騒がせたわけですけれども、それを受けて全庁的な取り組みを既に何回も行っております。基本的にマイナンバーを扱うネットワークというのは基幹系のネットワークというインターネットの社会とはもう別に分離されている別々の管理をしておりますので、基本的にはそこからインターネットを介して外へ出ていくということはありません。

持ち出す可能性というのもあるのですけれども、それにつきましても基本的には職員が勝手に持ち出すことはできないようにシステムで制御しております。なおかつやむを得ずデータを出す場合にはしかるべき申請に基づいて決裁を行って出すというような厳格な管理を行っておりますので、まずシステムの外的には外へ出ていく心配はございません。

それと、あとそもそものマイナンバーのつくり方なのですけれども、データを国が一元管理をするということはしておりません。ですので、例えば1カ所に侵入されたからといって、そこから全て芋づる式に出ていくというようなことにはなりません。要するに分散管理をしておいて、必要な都度その情報をマイナンバーを使ってとりに行くというようなシステムになっていますので、基本的に情報漏えいに対する対策はしっかり行われているものと考えております。

(総務部長)ただいま本会議場での私の答弁について、ちょっと一部98事務ということで私答弁申し上げました。その質問の趣旨、今市が把握している事務がどの程度あるのかという認識で98というふうにお答えいたしましたわけなのですけれども、実際にこれから市が取り組んでいこうというのは約40事務ということで今考えております。

その事例につきましては、総務課長のほうから答弁させたいと思います。お願いします。

(総務課長)事例の一例でございますが、先ほど情報システム課長からもありましたが、いわゆる申請の際に必要な書類等が省略できるという中で、例えば市営住宅に入居する際、申請書とともに所得証明書等を添付をするわけでございますが、この申し込みの際に特定の個人番号を記載していただければ、そういった所得照会等が省略できるといったところでございます。

以上でございます。

(川崎)それでは最後、お聞きしたいと思います。これもちょっと本会議でもあったかと思っておりますけれども、DV被害などやむを得ない理由でこちらのほうで受けられないという場合は避難先でも受け取れるようになるということでございますが、これはここの所管でいいのかどうか

のですが、鴻巣から避難先で受け取る数、また避難先から逆に鴻巣で受け入れる数というような人数についての予測ができているのかどうか、ここでいいのですか。どうですか。違う。向こう。

（総務部長）ただいまのご質問なのですが、やはりこれは市民環境常任委員会のほうの付託案件の部分というふうに考えております。

以上です。

（委員長）川崎委員、いいのですか。

（川崎委員）はい、いいです。

（金澤）それでは、議案第64号 鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例について何点か質疑させていただきます。

先ほど説明がございまして、説明の中で文言というか、用語の確認をまずさせていただきたいのですが、私は私なりにわかっているのですが、私も保有特定個人情報とか特定個人情報という文言がありますが、これについてどういうことを指しているのか、まず説明をいただきたいと思います。

（総務課長）まず、特定個人情報につきましてご説明させていただきます。まず、概念的に個人情報という大きなくりがあります。その中に今回国民一人一人に12桁の番号を付すということで、その12桁の番号がついた個人情報のことを特定個人情報と定義をしております。市が今度は保有する、市が収集したり管理しているものを、今度は保有という言葉をつけて、保有個人情報というふうに使い分けをしております。なので、概念的な特定個人情報というものと、市が実際に持っている保有している情報のことを保有特定個人情報というふうに定義で分けております。

以上です。

（金澤）あと1点、今回のこの内容について私もいろんな新聞とか何かで見ていると情報提供等記録という文言が出てくるのですけれども、これは実際どういうあれなのですか。情報提供等記録って。

（総務課長）提供というのが言葉的にちょっとあれなのですが、いわゆる市の機関以外に情報を出すというところが情報提供というふうに定義

しております。また、利用という言葉もあるのですが、この利用につきましては市の執行部の中で情報を収集した目的以外に利用する場合に目的外利用というふうに利用という言葉を使っております。

以上です。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）補足をさせていただきます。

今総務課長がおっしゃっていたのは、提供とか利用とかいう言葉を使ったところの最後にたしか記録というお尋ねがあったかと思うのですがけれども、恐らくマイナポータルという、いつ、誰が、どこで、どんな情報を閲覧、照会したかというものを記録するというのが今回のマイナンバー法の中では義務づけられています。というのも個人情報をも不正に利用、取得させないということのために、例えば私が私のマイナンバーを誰かが見たというのをホームページ上で見られるようにするシステムが平成29年度1月から今のところ国は予定をしております。私が私のマイナンバーを例えば鴻巣市役所で使ったというような記録、もし使ったとすれば使ったという記録をホームページを通してマイナポータルというホームページを通して私が記録を見ることができるという制度、システムが29年の1月の国の連携開始に伴ってサービスとして予定をされているものです。

（金澤）ちょっと突っ込んでいってしまうとまずいかなと思うのですがけれども、そうするといわゆる私なりにコンピュータ等でマイナポータルで私のことについてどういう情報提供云々があったかというのは個人でわかるということでもいいのですか。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）今のところ、自分に対する情報アクセス、要は閲覧したものについての全ての記録はわかるというふうにシステムはつくられるというふうに聞いております。

（金澤）個人情報の範囲というか、従来の一般的な個人情報というのがありますよね。先ほど説明で12桁の個人番号を持ったいわゆる事業を営む個人に関する情報とか全部をひっくるめて番号法による個人情報とい

う範囲は広がるというような意識を持っていていいのですか、我々は。

（総務課長）基本的には個人情報という全体の一番大きいくくりが個人情報と言われまして、その中に12桁の個人番号を付された情報のことを特定個人情報と申しますので、一番大きいくくりは個人情報であって、その中に特定個人情報というのがあるという考え方になります。なので、例えば先ほどの市営住宅の申し込みだと、今までの申請書は個人番号が付されておりませんので、それはいわゆる個人情報というふうな管理をします。マイナンバー施行後、特定個人番号を記載した申込書を市が受ければ、それが特定個人情報ということになります。

以上です。

（金澤）では、次にちょっと質問させてもらいますが、今回の個人情報条例で番号法とも当然影響してくると思うのですが、個人情報の中だと税金とか社会保障とか災害の補償等の関連について使うのだよというような番号性のほうは出ているのですが、市でそれに関係する部署というのはどのくらいあるのですか。質問がちょっと大きいかな。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）先ほど税と社会保障と災害ということですので、そちらを所管している部、課になります。具体的にはうちの部でいいますと危機管理課、それと市民部の中の税の3課、それと市民課、それと福祉部と健康づくり部、一部例えばスポーツですとかは該当しないのですけれども、そういった部署、それとあと教育委員会部局ですと学務課などが該当しております。

（金澤）わかりました。そうすると、今先ほど川崎委員からも質問があったのですが、その部署でこの制度のコンピュータシステム云々の管理という部分になってくると、これは誰か責任者というのが当然いるのではないかなと思うのですが、その辺はどういう担当がやるような形になるのですか。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）まず、権限についてなのですけれども、まず職員については取り扱うことのできる事務に関してのみ、例えばシステムにログインをしたときに使えるメニューというのが、例えば市民課の職員であれば税は見れないと

か、そういうふうにもうシステムの的に制御されておりますので、要は越権行為は全てできないようになって制御しております。

（金澤）そうすると、個々ではできないよということになると、例えばどうしても開示が必要だとかのときは部長クラスでお願いするとか、そういうことで開示ができるようになるのですか。いや、そういうのはもう一切できないよという形になるのですか。

（情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長）マイナンバーでの特定個人情報ということであるとすれば、それは仮に部長なり市長なりの決裁いただいたとしても、それは閲覧することができないというふうになっております。

（金澤）はい、わかりました。

済みません、では次にこの64号の改定の中で、保有特定個人情報の提供の制限の中の18条云々に代理人というのが出てきます。前法定代理人というのはよくわかるわけですが、今回代理人というものに改めるという形になるのですが、この辺はいわゆるどういうふうに解釈すればいいのですか。

（総務課長）これは、先ほど情報システム課長のほうからもお話がありましたマイナポータル、いわゆる自分の特定個人情報をいつ、誰が、どのように利用したかというのがコンピュータシステム上確認ができますといったシステムが構築される予定だと。法の趣旨からしますと、例えば法定代理人だけを認めていると、例えばパソコンを持っていないとか、パソコンを使用できないといった人も当然いらっしゃいますので、そういった方をターゲットとして法定代理人以外の任意代理のほうも認めないと、その人の権利とか利益というのを確保ができないでしょうというような法の趣旨から、任意代理を今回法律のほうで認めておりますので、条例といたしましてもその法令に従いまして任意代理を認めたところでございます。

以上です。

（金澤）わかりました。

済みません、先ほどの質問でちょっと質問が前後してしまうのですが、

この情報開示の中で他の機関、いわゆる例えば北本とか桶川とか、先ほど全国どこでもできますよという話がございましたよね。その提供というものと、本市の中で各機関、例えば教育委員会と市長部局云々が提供するの文章等を読むと利用というふうに出ているのですけれども、提供と利用というのはどういう違いがあるのですか。

(総務課長) まず、提供ですが、提供につきましては先ほど金澤委員おっしゃっていたとおり市の機関以外に情報を提供する場合ということになります。

また、繰り返してしまいますが、利用というのが市の機関の中でその個人情報収集した目的以外で市の内部で利用する場合に利用という言葉を使って分けているところです。

以上です。

(金澤) 何となくわかりました。非常に日本語というのは文言があってわかりづらいところがあるのですが、それともう一つ、県からの権限移譲というのではなくて、県から事務移譲を受けていますよね。事務委託というのですか。これについては、こういう作業をするときに県との連携で、今提供という言葉が出ましたから、提供でその情報等を収集するような形になるのですか。多分県の事務で鴻巣市やってくださいという委託されている事務が当然あると思うのですが、それに必要な個人情報云々についてはほかの行政からの情報なので、提供というか、そういうのができるような形になるのかどうか。

(委任事務の声あり)

(金澤) 委任事務というか。済みません。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時32分)

(開議 午前9時33分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(総務部長) ただいまのご質問ですけれども、先ほど98事務の中の40事

務を今考えているというお話しさせていただきました。その中の事務につきましても、担当部署それぞれございます。そういった中で、先ほどの県からの法定受託事務、そういったものにつきましてもその事務ごとに各担当とのやりとりがありますので、ここで一括してどうだこうだというちょっとご答弁ができない。個別の事務の中でどうやりとりをするかというのは、それぞれの課、部署で判断というか、県のほうとのやりとりがあるということで、大変申しわけありませんが、この委員会の中ではちょっとお答えができないということでご理解いただきたいと思います。

（金澤） 済みません。先ほど質問の中で提供と利用というのをまた質問させていただいたのですが、ほかの議員から提供と利用というのは具体的にどういうものがあるかというのをちょっと聞いてもらいたいとあるのですが、私の場合には提供というのは例えば生活保護云々で鴻巣でやったのが転居して、例えば熊谷とか北本行ったと、向こうで情報を知りたいよといったときに、その情報を下さいよという場合、鴻巣市がほかの行政のほうに情報をやるのを提供するというふうに解釈していいかどうかなのですが、何か具体的事例があったら、提供と利用についてお話をいただきたい。

（総務課長） 済みません。特定個人情報に関しましては、先ほど部長が答弁していただきましたが、ちょっと個々具体的にということではなかなか難しいところがありますので、これまでの特定個人情報ではなくて、個人情報につきましても目的外とか外部提供の事例につきましてもちょっとご説明させていただきますが、例えば健康増進法というものが施行されまして、40歳以上の生活保護受給者に対して健康診断を行いなさいというような法が改正されたわけですが、この際そのとき担当が健康づくり課というところの課が健康につきましてもは所管をしておりますが、健康づくり課からすると生活保護受給者の情報は持っておりませんので、実際に受診をするときに今度は福祉課のほうから生活保護受給者の情報をとって、生保保護者に対して健康診断してくださいねというような通知をすると、そういったところが市の内部でやりとりをしますので、そ

れがいわゆる目的外利用という形になります。

外部提供につきましては、条例には規定されているのですが、それ以外に例えば個人情報の保護と情報を提供することによってその人が広く利益を得られるだろうというところで、今度は個人情報保護審議会というところがあるのですが、条例に規定している以外でなかなか市として判断が難しいものにつきましては審議会のほうにお諮りをいたしまして、外部のほうへ情報を提供するという方法が1点あります。直近では民生委員さんが高齢者実態調査を行っているわけですが、それまで民生委員の方は市民課の住民基本台帳を手で転記をして、自分の該当する地域の方に訪問をしていたと、その間の住民基本台帳を転記する作業は非常に大変だという中で、福祉課のほうからその地域ごとの65歳以上の方の一覧を提供できないかということがありましたので、審議会にお諮りしまして、その全住民リストの一部を民生委員さんのほうに提供したという例があります。これがいわゆる市の機関以外のところに提供いたしますので、これを外部提供というふうに考えております。これは一例でございますが、そのような例がございました。

以上です。

（金澤）よくわかりました。済みません。

最後に1点だけ、個人情報のこのデータはお亡くなりになった方には行政のほうではそのデータをずっと保管しておくような形になるのですか。

（総務課長）この個人情報保護条例上、一番大きなくくりの個人情報という言葉なのですが、この個人情報は生存する個人という規定になっています。なので、亡くなられた方はこの条例の範囲外というふうになってしまいますので、この取り扱いにつきましては各課に条例上はお任せするということですが、ただ運用上亡くなられた方もやはり権利あるいは尊厳等もございましたので、生存している個人と同等の扱いをするよう各課のほうには周知をしているところでございます。なので、条例の適応をするかしないかとなると、亡くなられた方は条例の適応外ということになります。

以上です。

(金澤) わかりました。

(委員長) いいですか。

(金澤) 以上です。

(諏訪) では、まずマイナンバー制度の周知方法なのですけれども、「かがやき」の2月号から7月号で周知されているのですが、ホームページ等を含めて、その問い合わせ先がマイナンバーコールセンターになっていますが、これは市内市役所の中ではなく、国の機関でしょうか。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) はい、国の機関となっております。

(諏訪) ありがとうございます。

そして、先ほど川崎委員からも質問がありましたけれども、例えばDVの被害者だったり、事情があって鴻巣市に住んでいらっしゃる方へこの通知カードがどのように届くのかということと、9月25日までに申請があればその方の住んでいるところに郵送されるというふうに出ているのですけれども、9月25日まで間もなくなのですけれども、既にそういった申請があるかどうか確認をしたいと思います。

(委員長) これは……暫時休憩します。

(休憩 午前9時40分)



(開議 午前9時42分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(諏訪) このマイナンバー制度そのものが行政の事務を円滑にすることと社会保障制度を円滑にしていくということだと思われるのですが、実際に番号をつけられた市民、国民にとっては情報漏えいの心配だとか、12桁の番号をどうやって自分が管理していくかというところでは非常に問題のある制度だと思っているのですけれども、この情報漏えいに関して、先ほどシステム管理の方からも間違いがないように行っていくということをお話しされたのですけれども、既にもう年金の機構の125万人のデータが流出をして漏えいをしている、これに関して今回のマ

イナンバー制度には年金のシステムはしばらく1年半ぐらい後押しになるというふうに聞いているのですけれども、そういった中で情報管理を職員がされていくわけなのですけれども、例えば窓口に通通知カード、それから個人カードですか、実際に発行された個人カードを持たないで、自分がどの番号なのかわからないというような方がいらっしゃったときの本人の確認というのはどんなふうにするのかということと、例えば先ほど個人情報条例の改定の中で法廷代理人から代理人というふうに改正をするということなのですが、その本人確認をするべきカードそのものがわからなくなったり、存在がわからない、そういった方の代理人がどういったことでその方をきちんとフォローできるのかということ伺いたいと思います。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前9時45分)

(開議 午前9時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諏訪委員、よろしいですか。

(諏訪) 先ほど坂本委員が最初にご質問されていまして、テレビで鴻巣市の研修風景が放映されたということなのですけれども、このシステムの構築の上で特定個人情報保護評価といったものをプログラムする前に評価をして出すというふうになっていたと思うのですけれども、その評価のほうはもう既に済んでいらっしゃるということですよ。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) P I A、特定個人情報保護評価ですけれども、既に実施済みです。既にホームページにも全て公開をしてありますので、ごらんいただければと思います。よろしくお願いします。

(諏訪) 済みません、これもここではないかもしれないのですけれども、申しわけありません。通知カードが送られて、その問い合わせセクションというのはどちらになりますか。市民からこの番号が届いたけれども、どうなっているのだというようなお問い合わせはどういったところが受

けるのか、またそこの人員配置が厚くなっているのかどうか、確認をしたいと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 0 分)



(開議 午前 9 時 5 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(矢部) 今まで個人情報というのは、番号制になる前もあったわけでございますけれども、今度は番号をつけられた部分で、改正をするのに当たっての市の職員の気配りというか、そういうあれというのはどのくらいの、緊張のあれというのが番号制のあれになるので、その緊張の感というか、情報に対してのそういう緊張というか、これはやってはいけない、これをやってはいけないと、そういう今までのと比べてみてのあれというのは、どういうあれでもってこういう条例をつくったというか、改正をしているのかちょっと 1 点。

(総務課長) この特定個人情報を取り扱うに当たりましては、今回の条例ではちょっとないのですけれども、罰則規定というのが、番号法のほうになります。番号法のほうで通常の条例で規定しております罰則よりも大変厳しい罰則規定となっております。それゆえに職員あるいは番号を利用する方につきましても、罰則ですので、いわゆる刑法上の前科というふうになりますので、かなり緊張感を持っているというふうと考えております。

以上です。

(矢部) それと、この個人情報が、新たにするわけでございますけれども、その中で番号制、そういったことでもって、今度はこれに対してやはり情報、個人の中のというのはある限りほとんどの、個人情報というくらいだから、個人の中身のあれというのはどのくらいの把握というか、してあるのかな。そういうのは、まだ全然そういうあれというのはわからないのですか。個人の情報というか、とるのに、あれをとってはいけない、住民票とか何かというのは、あれというのとるのに番号制とかな

んとかって、これも必要なあれになってくるわけでしょう。その中でもって、他人がというか、代理人とやらが早く言えばとりたい、家族がとってみたり、それにはやはりそれなりの書類というか、そういうあれも、カード預かってきただけのあれではとれない、それともこういう理由みたいの書いて出すのか。そういった点も、あとだから個人情報というくらいだから、その人の個性というか、そのあれも入っているのか入っていないのか。わからない、意味が。

（総務課長）カードのほうには、いわゆる4情報と言われる氏名、住所、生年月日、性別のみでございます。また、その後、ではどのような、それ以外に例えば電算システム上、あるいは紙の情報でどのような情報を管理するかというのは、ちょっと個々業務によって違いますので、その辺は答えちょっと今現在ではできない状況でございます。

以上です。

（矢部）今審議されている、また預金のほうもあれも新聞等で議論されているわけで、それも入ってきたら今度はまた条例等やらも変えるあれがあるのですか。

（総務課長）個々個別の対応等につきましては、この条例では予定をしておりません。条例ですので、概念的な大まかなところをまず規定をさせていただいて、個人情報を適正に管理するというのが目的でございますので、個々個別につきましては条例改正等を考えておりません。

以上です。

（頓所）それでは、13条の2項の2のところでお伺いたします。前項の規定にかかわらず実施機関は人の生命、健康、生活または財産を保有するため、緊急かつやむを得ないと認められという、この文言なのですが、具体的にはどんなことが想定されて、そういう場合には情報を開示するというか、情報を利用するということなのかということと、もう一点が本人の同意がありという、本人の同意というのはどのようにとるのかということ。前個人情報保護条例ができたときに、私施設で勤めていたときに、個人情報をこういった面で情報開示しますよというか、提供しますよというのを全部契約で書いたのです。例えばサービス担当

者会議のときにいろいろな事業所に個人情報を提供しますよとか、病院に行ったときに病状を提供しますよとかいろいろなことを、想定される個人情報の提供に対しては全部契約を結んだことちょっと記憶にありまして、この場合の本人の同意がありというのは具体的にどういった、もうこういうことでやりますよ、どんな感じで同意を求めるのかなと思って、この2点お伺いします。

(総務課長) まず、1点目の人の生命、健康、具体的な例というお話でした。あくまでも机上の話なのですが、例えば特定個人番号を、カードなりを保有して、例えば交通事故などの事故に遭って、その時点で意識不明だった場合に所持品の確認等すると思いますが、その中の所持品に特定個人番号がわかるようなものを携帯していれば、その番号をもってその方の住所だとか、あるいは連絡先だとかを確認をするといったところがこの13条の3の2のというところの具体的な例だというふうには一応考えております。

先ほどの本人の同意ということでございますが、個々具体的にはちょっとあれですが、例えば何かの申請をしてもらう中で特定個人番号が書いてあると。よくあるのは、申請書の下にこれこれこういう事情に対して使用する場合があります、ご了承いただけますかということで署名をいただくといったところが本人の同意に、具体的な例ですけれども、そういったことが考えられると思います。

以上です。

(頓所) わかりました。

それと、確認なのですけれども、第16条の2項、第2項のところ法定代理人の次に保有特定個人情報に当たっては未成年もしくは云々という、代理人を加えるということがあるのですけれども、結局法定代理人が代理人にかわるわけではなくて、法定代理人プラス代理人ということで、それを総称して代理人ということこれからやっていくということの意味ですよね、でよろしいか。

(総務課長) おっしゃるとおりでございます。そのとおりでございます。

(頓所) 以上です。

(金澤) 質問、最後によろしいですか。先ほど矢部委員のほうから職員の漏えいしたときの罰則とかというのをちょっと聞いたのですが、実際このシステムが稼働してから情報が逆に流出した場合、今回企画部長、総務部長もいらっしゃるのであれなのですが、当然発覚したときは危機管理というところが対応するような形になるのかなと我々はこうわっと見るのですが、実際そういうものがあった場合には、市としてはどういう対応をするのか。当然上層の国のほうにもそういう、こういうことが起きましたよというのは連絡をするのか、その辺をまずちょっと確認だけさせてください。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) まさに年金機構と、あと上田市ですか、の情報漏えい事故を受けて、国のほうからも実は指導がございました。内容としましては、そういう情報漏えいの重要な事件が発覚したら速やかに県を経由して総務省のほうに届け出を出しなさいというようなものでございます。なおかつ市のほうの体制としましては、条例セキュリティーポリシーに基づきまして、セキュリティー委員会というセキュリティーに関する委員会を設けてございます。そのトップは副市長で、その下に企画部長がおりますが、速やかに開催を行いまして対応のほうを協議するというような体制をとっております。

以上です。

(金澤) わかりました。

以上です。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 済みません。最後に補足で説明させていただきたいのですが、国の情報の連携、要はデータを使うのはいつかということなのですが、実際には29年の1月から国はその情報を使い始めます。それと、市町村がさらに国と一緒にあって連携を始めるのはさらに後で、29年の7月ということになりますので、ことしの10月の5日から通知カードが発行されます。それと、年が明けて1月からカードが個人の手元に行きますけれども、実際にデータがやりとりされるのは29年になってからになりますの

で、28年中は一切そういうデータの連携というのは発生しておりません。
以上です。補足です。済みません。

(委員長) 今のあれを受けてありませんね。いいですね。

(ないですの声あり)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 賛成討論ありますか。

(なし)

(委員長) ということですので、よって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第64号 鴻巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時03分)



(開議 午前10時25分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第71号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(金澤) それでは、平成27年度補正予算の、これは、委員長、歳入歳出一緒にやっちゃっていいですか。

(委員長) 結構です。

(金澤) まず、12ページの国庫補助金のところで、総務費国庫補助金の

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金700万とあります。先ほどご説明いただいたのですが、もうちょっと詳しくご説明いただけませんか。

(総合政策課長) この国庫補助金ですけれども、皆さんに26年度の3月のとき、最後の補正でまち・ひと・しごとの関係の先行型の事業の補助金を7,000万ほど、行ったと思います。そのうちの多子世帯、これ実際は福祉のほうになるのだと思うのですけれども、第3子以降のゼロ歳、1歳、2歳の保育料を減免するという事業が実はありました。ただ、これは27年度に入ってきた子どもたちを補助するということで、26年度補正には当たらないだろうということで、今年度になってから特別に、この事業だけは繰り越しではなくて、27年度の予算に上げていいですよというようなことになったものです。ですので、前回の先行型の中の一部を27年度改めてというか、ここで27年度事業としてこちらはそれを計上したものです。

以上です。

(金澤) では、そうしますと700万の予算というか、補正なのですけれども、結局うちの常任委員会ではなくほかの常任委員会になってしまうかもしれないのですけれども、人数的にはどういうあれになったのですか。零歳児から2歳児までの保育どうのこうのというので、確定、人数がわかったから数字が出たのでしょうか。そうではないの。

(委員長) 文教福祉……

(金澤) いってしまうのだよな。

(委員長) 文教福祉だけれども、ただ人数がない限り金が出てこないではないかということがあるので、絡みがあるので、それは答弁求めます。

(総合政策課長) 資料ちょっと、保育のほう、資料いただいております。私立保育園のほうが37名、公立保育園が48名、それと認定こども園が4人いるということで聞いております。

(金澤) 次に、13ページの繰入金、基金繰入金、財政調整基金10億円を減額というか、なっているわけですけれども、取り崩すという形なのですが、これは当初予算云々が当然あったわけですけれども、何かの取り崩し理由というか、あつてのことなのでしょうけれども、その辺具体的

にこれがこうだったのでなったのだというような説明がいただけますか。

（企画部副部長兼財政課長）財政調整基金の繰入金なのですけれども、27年度の当初予算組む段階で13億5,000万を取り崩して歳入として見ておりました。その後6月補正で3,000万ほどを取り崩しをやめまして、3,000万戻しました。そうしますと、13億2,000万を6月の時点では繰り入れると。今回繰越金と交付税等の調整をしまして、今回10億円を、13億2,000万から10億円を取り崩しを取りやめということになりましたので、現時点での基金の繰入金は3億2,000万を繰入金として見ております。以上です。

（金澤）次に、総務費の企画費で、先ほどこのとり里づくり事業が総合政策課から環境経済のほうに変わりますよというお話がございました。これは、具体的に向こうに変わりますときは推進プロジェクトになりますよという説明をいただいたのですが、では企画から向こうに移って推進プロジェクトになったと。では、そのプロジェクトとは何なるものだというのをちょっと説明お願いしたい。

（総合政策課長）組織的なものになるかと思うのですけれども、複数の課をまたいだ事業等の場合にプロジェクトという組織をつくることのできるというふうなことで、今回このとりだけに特化したものの組織を立ち上げて、より重点的に力を入れていくことで、そういうプロジェクトという名前の組織を立ち上げております。以上です。

（金澤）そうすると、環境経済のほうで具体的な推進項目云々というのは、もう全部向こうに任せると、企画のほうは一切関係ない、口悪いですけれども、関係ないよと言ってはおかしいですけれども、そういう解釈でいいですか。

（総合政策課長）全てプロジェクトのほうが、環境のほうでやっていくということになっております。以上です。

（金澤）歳出のほうでもう一点聞かせてください。15ページの総務管理

費、財政管理費の中で減債基金積立金がございます。ご説明ですと1億円を積み立てるといってお話ですが、私今まで見ていると減債基金って年間で2億円積み立てていこうという計画があるのではないかというふうに記憶しているのですが、この後またあと1億円プラスするのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

(企画部副部長兼財政課長)減債基金の関係は、委員ご指摘のように23年度から27年度まで、一応計画ですけれども、毎年2億円ずつ積み立てるといって計画になっております。ただ、年度途中で資金のほうは、交付税と、それから臨財債との関係で、積めるときはその辺調整しまして、今回1億円を追加するつもりでの積み立てになっております。27年度としましては3億円を積むという予算になっております。

以上です。

(金澤)今そのご答弁を確認したかったですけれども、当然減債基金ということは今までのこれからの償還を早めるためにもどんどん積み立てるべきだと思うし、財政的に余裕という言い方はおかしいですが、あれば当然積み立て基金というのはふやしていくべきだと私は思っております。今回1億円を積み立て、年度末には2億円ということで、3億円を予定しているという形で解釈よろしいわけですね。

(企画部副部長兼財政課長)そのとおりでございます。

(金澤)私は以上です。

(頓所)そうしましたら、財政調整基金、13ページですかね……済みません、基金ですので……

(15の声あり)

(頓所)15ページですか。

(委員長)財政調整基金、どっち。

(頓所)歳入のほうです。

(委員長)13ページだ。

(頓所)13ページですかね、についてなのですからけれども、ことし3億2,000万だけにしたということなのですからけれども、そうすると今現在基金としてどのくらいの総額というか、残っていて、そして何かこの先どの

くらいを基金として積み立てていこうというふうな構想があればお聞かせ願います。

(企画部副部長兼財政課長) 現時点で9月の補正が承認いただければ、財政調整基金の残高は約27億になっております。財政調整基金というのは、年度間の調整なものですから、来年度の当初予算、28年度当初予算編成する段階でまた基金取り崩し、繰入金等で活用してまいりたいと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第71号 平成27年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 平成26年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、最初に歳入について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 3 4 分)



(開議 午後零時 5 8 分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

(金澤) それでは、平成26年度決算認定の歳入について先ほどご説明いただきましたので、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、歳入の14ページから15ページの下段のほうなのですが、配当割の交付金と株式譲渡所得交付金についてちょっと質問させていただきます。配当金、交付金、目標が2,900万、当初予算に対し1億2,098万1,000円という数字になりました増加額で9,198万1,000円の増加になっていますよと。それともう一つは、次のページの株主等の譲渡所得交付金、これは900万の予算に対し、約5,600万の増加になっておるわけですが、両方とも当初予算に対しかかなりの乖離が出ているわけなのですが、この要因等につきまして、わかる範囲で結構ですが、お示しさせていただきたいと思います。

(企画部副部長兼財政課長) それでは、配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金の関係でございますけれども、これ平成25年に税制改正がございまして、平成25年の12月31日をもって配当割、それから配当、それから株式譲渡については税制改正の特例の期限が切れたのです。期限が切れたものですから、株式の売買の駆け込み等あると思います。その辺で25年は1億500と、26年が7,400万というぐあい、25年からかなり上がっているのですけれども、26年についてはその辺の税制改正が終わったものですから、少し落ちついたかなということで、額のほうは当初予算とちょっと乖離があるかなと思っております。配当割につきましても、やはり税制改正で特例措置が12月31日をもって切れたものですから、その辺で交付金のほうが、実際配当割のほうについては25年が6,400万と、26年が1億2,000と、かなり企業の業績の、景気ですか、その辺は持ち直したのかなと。その分について配当割のほうは額が上がっているのかなと思っております。やはり税制改正によって特例措置が切れたものが、

25年12月31日をもってなったわけですから、その辺の影響、あと景気の影響によるものと思います。やっぱり予算的にちょっとその辺が読みにくいものがあったものですから、その辺の数字の乖離があると思いますけれども。

以上です。

(金澤) 次に、18、19ページを質問させていただきますが、使用料の中で総務使用料がございます。先ほど答弁の中で、ちょうど真ん中辺ですか、文化センター使用料というのがございますよね、330万。ご説明ですと、1カ月27万5,000円かな、掛ける12カ月ですというふうな形でご説明受けましたが、情報によりますと今度は馬車道が文化センターから撤退をするというか、言い方悪いですけども、いう形になるということになると、今後数字的なものとか、その辺というか、月々の賃料とか、その辺の見直し云々もあるのかなという感じがするのですが、その辺のご認識はどのようなふうになっているか聞きたい。

(自治文化課長) 26年度決算におきまして、先ほど申し上げましたとおり、27万5,000円掛ける12カ月分で330万円となっております。今後なのですけれども、今年度におきましては3月までの使用許可を出しております。今そういう話し合い、撤収、そういう日の話し合いを進めているところですが、一応3月の中旬というか、そのころまでは営業するという旨を受けておりますので、今年度につきましても330万円というような形になろうかと思えます。その次に入るものについては、今月号の広報、あとはホームページ等で募集をかけまして、業者を選定していくということで、使用料につきましてもその辺の中で検討していく課題の一つかなとは思っておりますので、現状ではまだわからないところであります。以上です。

(金澤) 済みません。次に、歳入の22ページ、23ページの国庫補助金、総務費の国庫補助金のがんばる地域交付金についてちょっとお聞きをさせていただきます。先ほどご説明では上谷公園のスケートボードとか、その辺の建設云々で交付金が入ったということなのですが、これ26年度の単独事業という形でご説明受けましたが、今年度とか何か同じような交

付金というのは予定されているのですか。

（総合政策課長）最初に、がんばる地域交付金なのですけれども、これ25年の12月5日に閣議決定をされて、地方にアベノミクスが行き通るよいうにというようなことで、建設事業に対する補助金だったのです。26年度の建設公債対象事業、要するにお金借りたりするような事業に充てますよということで、事業を限定したものではなくて、市がやる建設事業に対してこれ交付していたものです。結果的に上谷公園のスケートボード、説明のとおり上谷の公園の複合遊具に使ったものなのです。委員おっしゃるとおり今年度で終わりということで、その先はちょっと今、財政課長があれなのか、ちょっと済みません。これでうちのほうは、説明のほうは終わりなのですけれども。

（企画部副部長兼財政課長）先ほどのがんばる地域交付金のほうなのですけれども、25年度事業に対する26年度に補填をするということなのですけれども、特に今後の交付金関係のほうは、現在は通知等来ておりません。

以上です。

（金澤）済みません。次に、26ページ、27ページの県補助金の総務費補助金の中で、防災共助県づくり推進事業補助金53万9,000円がございます。ご説明ですと、自主パトロールのベストとか帽子とか、そういうものに使ったのだということなのですが、多分これ補助金なので、県だから、半分は県ですよ。半分はいわゆる市のほうですよという形になると思うのですけれども、細かいことで申しわけないのですが、大体幾つぐらいの団体で幾つぐらいこれを用意したというか、やったのだからわかりますか。

（自治文化課長）現在自主防犯組織して組織登録されているものが130団体あります。登録人数としては、約4,000名になっています。新しく組織されたところにそういうものを貸与したり、古くなったものを交換とかという形で提供しております。

以上でございます。

（金澤）そうすると、例年このぐらいの数字というのが出てくるような

形になるのですか。

(自治文化課長) このところ大体120から140団体を推移しているところでもあります。減ったりというのは、ちょっと高齢化でできなくなってやむを得ずやめるといった団体もございまして、また新たに立ち上がる団体もございまして、大体その辺のところを推移しているところでもあります。

(金澤) 次に、34ページ、35ページに入らせていただきますが、財産収入の件でございまして、先ほど説明のときに運用について、基本利子云々についてはまとめてどうのこうのというご説明があったような記憶はしておるのですが、実際この財政調整基金の利子が3,400万、減債基金の利子が4,400万、合併振興基金利子が1億82万9,000円と、かなり利子としては大きな運用はできているのかなと思うのですが、実際運用についてこの利子を、言葉悪いのですが、稼ぐというか、利子をいただくというか、どういう運用形態でやっていたのか。例えば定期預金とか何かいろいろ形をやっていると思うのですが、その辺で当然安全な運用をしているとは思いますが、内容的なものをちょっとお聞かせ願えればと思うのですが。

(会計課長) 今回特に昨年よりも決算額全体で1億6,000万ほどふえております。ふえている中身につきましては、普通預金、定期預金、譲渡性預金、これはほとんど前年と変わらないのですが、ほかに今金澤委員がおっしゃいました財政調整基金と減債基金と合併振興基金につきましては、国債、地方債等の債券の運用益と、運用益といいますと年に2回利金がつくものと途中で売却をさせていただいた件が幾つもございまして、特に昨年アベノミクス等の関係で債券市場のほうはかなり高騰しまして、手持ちの債券を利率の高い債券のほうに切りかえる。債券単価が上がっているものを売却して、その差益がかなり出ております。具体的に申しますと、売却的だけで申しますと、財政調整基金の売却益、これは通常の利金を除く売却益で3,134万1,000円、減債基金で3,867万2,000円、合併振興基金で8,010万7,100円と、売却益だけで1億5,012万100円の売却益を得ております。これが基本的には一番大きな昨年との差

になっておりまして、25年度以前につきましては、基本的には債券の相場はそれほど大きな動きなくて、キープといいますか、保持をし続けていたために1年に2回の利金収入だけで計上していたものを、去年は債券単価が高騰したことによりまして手持ちのものを売って安い債券のほうに、安くて、なおかつ現在持っているものよりも高い利率の債券のほうに切りかえたということでこれだけの差益が出たということでご理解いただければと思います。

(金澤) そうすると、今まで持っていたものについて利益確定をして、また新たなものを運用するというようなお話でございました。運用益が出るということは、市の財政の中である程度予算的にも見えないところがあって、非常に運用のノウハウというか、があるわけですがけれども、今年度も現状で見ていくと、多少従来と同じような数字がこれから出てくるのかなという感じはするのですけれども、見込み的にはどうなのですか。

(会計課長) 特に債券の価格につきましては、ことしの春になりましてからかなり落ちついてしまっておりまして、昨年、特に10月以降はかなり、きのう買ったものがもうきょうになったら1円上がった、2円上がったというふうな状況だったのですけれども、現在は非常に落ちついてきております、春先から現在にかけて。ただ、現在のいろいろな株価のほうの下落でありますとか円安傾向でありますとか、そういったものの影響によって債券価格のほうも徐々にこれから上向いてくるのではないかなというような見込みは、見込みというか、そういう情報は得ております。ですから、昨年度も実際は10月以降の売買というのが非常に多かったのですけれども、今年度につきましても10月以降そのような傾向になるのではないかなということで期待はしているところでございます。

(金澤) よくわかりました。

次に、46ページの臨時財政対策債についてちょっとお聞きさせてもらいます。当初予算が21億5,000万で、21億3,100万という決算だということなのですが、臨財債の場合には実質地方債という私なんかは解釈をしているわけですが、あくまでも発行が可能であって、発行しなけれ

ばならないというようなわけではないと私は理解しているのです。これは、あくまでも自治体の責任と判断によって必要な分だけを調達するというような内容だと思うわけですが、26年度は本予算については行政としてどういう立場というか、どういう考えのもとこの臨財債等を使用したのか、その辺をちょっとお聞きを願いたいと思います。

（企画部副部長兼財政課長）臨時財政対策債につきましては、これ創設が平成12年ですか、のころから国の財政不足というか、対応として起きているのですけれども、臨時とはいえ今日まで来ているのですけれども、これ交付税の不足分を今まで国のほうで一括して補填していたわけなのですけれども、国も地方もお互いに負債をしよう。そのかわり地方については、その分は、後年度の負担については、借りた分についての元金と利子については全額国のほうで補償しようということ、100%の交付税措置がなされております。委員ご指摘のように発行可能額なものですから、これが上限であって、しなくてもよいということになるのですけれども、本市におきましては今まで可能額の満額借りている状況でございます。今後も臨時財政対策債につきましては、国の補償があるものですから、限度額、そのときの予算の状況にもよりますけれども、可能額の範囲内で借りていこうという方針ではあります。

以上です。

（金澤）あと歳入の中で1点、前回の決算で埼玉県に分権推進交付金というのですが、これが県から市に権限移譲事務の移行に伴って交付金があったような記憶をしているのですけれども、今決算にはもうのっていないみたいなのですけれども、これはなくなってしまったのだから、ほかの項目に変わったのだから。

（総合政策課長）26、27の中ほど、下のほうからですか、9行目に1,085万9,000円、こちらです。

（金澤）失礼しました。1,085万9,000円、ありましたね。失礼しました。私の見間違いで申しわけない。

では、済みません、委員長、監査委員の26年度の鴻巣市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、この中身からちょっと質問させても

らってよろしいですか。

(委員長) 結構ですよ、当然決算ですから。

(金澤) では、この中からちょっと2点ばかり質問させてもらいます。6ページなのですが、財務分析の比較の状況というのが出ております。この件について質問させてもらいたいのですが、財務分析比率の状況ということで、余剰金と欠損を財政規模で比較したのが実質収支比率と。市債の返済額等の額を財政規模で比較したのが実質公債費比率。これが前年度より良化しているという文言になっております。しかし、財政の弾力性を示す経常収支比率というのは多少多くなって89.9ということで、90ポイントぎりぎりの数値になっている状況になっているという中で、質問させてもらうのですが、この財務分析比率において本市が目標値をどのくらいに見ているかというのは、結局26年度は実質収支比率7.3、経常収支比率が89.9、実質公債費比率というのは3.6という形で結果的には出ました。ただ、これが当初予算と言っているのかどうか分かりませんが、本市として大体このぐらいの目標値でやっていこうとか、そういう見方というのは今までやっておるのかどうかをまず確認させてください。

(企画部副部長兼財政課長) 財務分析の関係でございますけれども、特に目標値というか、数字的に危険な水域というか、これ以上いくとちょっと危険だとかあると思うのですけれども、その中で私どもでちょっと注意したいのは、経常収支比率ですか、やはり経常収支比率が87.4から89.9ということは、残りの10%ちょっとですか、10%ちょっとが経常的以外で使えるという額になってくるのです。これが財政上の弾力性を意味すると思うのですけれども、やはりこれが高くなってしまいますと義務的な経費も最低限これは毎年出さなくてはいけないという数字になってくると思うのですけれども、これは100に近いと厳しい、経常的な支出が多いということですので、自由に使えるお金が狭まってくるということで、ちょっとこの辺は経常収支比率については注意はしております。それから、実質収支については、これは余剰金の関係なものですから、毎年毎年剰余金があるものですから、その辺の、ここ何年かはちょっと

剰余金のほうもふえていますので、これはやはり事業費の膨らみ等があるものですから、この辺はそのとき、そのときの予算、決算の中での動きになってくると思います。それから、実質公債費比率につきましては、これ3.6という数字、前回は4.2ですか、なっているのですけれども、これ標準財政規模に対する本年度、今年度の公債費の割合を示すわけなのです。どうしてこの数字が下がってきているのかといいますと、公債費の中でも特例債を中心に今借りて償還、……していますので、その分の70%なり、臨時財政対策債も100%ですけれども、その辺が差し引きできるものですから、数字については下がっていくと。今後これは何年か下がっていくのかなと。これは、やっぱり特例債の強みというか、数字的にはその分の推移で下がっていく傾向かなと。この数字、3.6なのですけれども、25%を超えると危険だなということなものですから、今の状況ではこの辺で低く推移しておりますものですから、公債費比率については特に注意はないというわけではありませんけれども、推移は見守っております。

以上です。

(金澤) そうしますと、実質公債費比率については合併特例債の効果があって、これから年々もうちょっと下がっていくという形なので、財務的には良化していくというような判断でよろしいわけですよ。

(企画部副部長兼財政課長) 数字的には3.6という数字で低く推移をしているわけですけれども、財政からするとやっぱり借金は借金なものですから、その辺は両方、残だろうと両方を見ていくということでご理解いただければと思っております。

以上です。

(金澤) 次に、7から8ページの資金収支状況の一般会計のほうちょっと質問させてもらいます。最後になりますけれども、一般会計の歳入歳出の差額というのが実質収支で16億円と決算書の306ページに書いてありますよね。実質収支が16億円ですよという形で書いてあるのですけれども、この8ページの一般会計決算の状況の中を確認させてもらおうと、単年度収支では約1億3,500万マイナスの数値になっているわけです。

25、26というのは、24年度が5,400万、25年度が5億7,700万という形でプラスだよという形なのだけれども、実質収支額は16億円のプラスなのに単年度収支額は約1億3,500万のマイナスということなのですが、この辺の何か説明というか、内容がわかれば教えていただきたい。

（企画部副部長兼財政課長）これ一般会計、また普通会計でも同じなのですけれども、普通会計のほうの決算カードにもやっぱり同じように実質収支が今言ったように16億と。昨年度が、25年度が19億と。実質収支はあるのですけれども、単年度で見ますと25年度の繰り越しの分が当然26年度に入ってくると。26年度と25年度の実質収支を比較した数字がマイナスになってくるのです。ただ、歳入歳出の実質収支、26年度と25年度を比較した場合の単年度収支というか、比較の数字でマイナスになると。昨年度は、26年度は16億の繰り越し出ましたけれども、25年度は19億という数字、その差が単年度収支の差し引きでマイナスになってくる。去年は19億あったのに、今回は16億ですよと、その差が単年度収支の比較ということで表としては出ております。

以上です。

（金澤）ちょっとわからない。そうすると、いわゆる繰り越し収入云々というのは見ないで、あくまでも26年度の収入と支払い部分の差額だと赤字になったよという解釈でいいのですか。違いますか。

（企画部副部長兼財政課長）単年度の中の歳入歳出の比較があくまでも実質収支となります。単年度収支になりますと、26年度の繰り越しの分と25年度の繰り越しを比較しますと、その差が今言ったマイナスという計上になってくるという状況であります。

（金澤）理解できました。私は以上です。済みません。ありがとうございました。

（川崎）それでは、43ページのところなのですけれども、広報紙の広告掲載料が445万5,000円という説明がありました。43ページです。そして、その下のほうにホームページ等の広告掲載料、バナー広告で、これが213万というお話がございました。今ホームページ見る人も随分ふえてきていると思うわけなのですけれども、歳入の部分でのいわゆる広報かが

やきでの広告掲載料の推移とホームページのバナー広告の推移を見ていったときにどのような構図になっているのかお聞きしたいと思います。

（秘書室秘書課長）ただいま広報紙の広告とホームページの広告の推移ということでございますけれども、広報かがやきにつきましては、件数的にはここ5年間ぐらいでは少し上昇しているというか、増加傾向にあります。そして、ホームページのほうのバナーなのですけれども、こちらホームページのトップページのところにバナーの広告を配置する関係で、どうしても枠の制限が出てきてしまいます。当初10事業所から始めたのですけれども、21年度が11、22年度が15、そして23、24と16、25年度が18事業所ということで少し多くなったのですが、現在26年度につきましては16事業所ということで推移しております。ちなみに、広報かがやきのほうは、広報紙の1ページの一番下の段、下枠、一番下段の・・・の3分の1、3分の2、それと全部という形で、その3枠で、3分の1ですと1万5,000円、3分の2ですと3万円、全段ですと4万5,000円ということで、金額に差をつけて枠のほうをとっている状況でございます。

以上でございます。

（川崎）そうしましたら、次のページになるのですが、45ページのところ、消防債のところ、災害支援体制整備事業債4,290万の歳入のところ、ちょっとお伺いをしたいと思います。先ほど説明の中にマンホールトイレ、また災害井戸などの整備ということでご説明があったかと思えますけれども、これ計画を立てて、小学校のほうにもマンホールトイレを設置していたりとかいうふうになっているのかと思えますけれども、この辺の整備状況が、今後のことも含めて、今までの整備状況、また今後の整備状況ということについても説明をいただきたいのですが、いいですか。

（企画部副部長兼危機管理課長）まず、歳出でも今度ご説明、マンホールトイレと太陽光照明つきパネルの照明灯の設置工事につきましては、昨年度から始めてございます。昨年度は、4校実施をしてございます。今年度から1校ずつ整備をしております。ですから、今年度の分を含め

て今5校整備をしたところでございます。

以上です。

(川崎) 井戸についても同じような。

(企画部副部長兼危機管理課長) 井戸につきましては、吹上地域の4校については既に井戸ができておりますので、昨年度、26年度は3校井戸をつくっております。今年度は、吹上小学校ですので、マンホールトイレ等を整備しているのは吹上小学校ですので、既に井戸がございまして、今まで井戸の整備したところについても、昨年度整備したものについては3校井戸を掘っております。

以上です。

(川崎) 計画を立てて、これから毎年、それからマンホールトイレも1校ずつやっていくということでもございましたけれども、そうしますところでは歳入ですので、歳入としてお聞きするわけなのですけれども、毎年このぐらいの消防債ということも予定しているのか、今後。それについてはどうでしょうか。

(企画部副部長兼危機管理課長) 26年度は、マンホールトイレ等は4校やったのですけれども、来年度以降については……今年度からは1校ずつになりますので、若干減る可能性はございます。

(諏訪) では、22、23の国庫補助金のところでマイナンバー制のシステムの整備費の補助金なのですけれども、これについて国から使途の、使い道の明細など出ているのかどうかということと、現在の到達点を教えていただきたいと思っております。

(情報システム課長兼社会保障・税番号制度導入プロジェクト課長) 今回のマイナンバーの補助金につきましては、税ですとか住民基本台帳システム、こういったものの改修のために使う補助金となっております。鴻巣市におきましては、今までホストコンピュータという汎用型のコンピュータを使っていたのですが、これを新しいオープン系のシステムに入れかえる作業を同時に行っております。本稼働につきましては、5月の7日に事実新しいシステムが稼働しておりますして、マイナンバーに関する改修も無事終了しております。

それと、使途につきましては、あくまでも改修に関するものということで、この後いろんな若干の法改正等も見込まれていますけれども、それはその都度また国のほうからもし補助金があればそちらは対応していくということで、現時点での対応は一通り終わっているという段階になっております。

(諏訪) 26、27ページ、委託金なのですけれども、金額は非常に少ないのですが、自衛官募集の事務の委託金なのですが、これ4回広報で募集広告をされたということなのですが、前年度もされているのですけれども、今ちょうど安全保障関連法案の、国のほうでは国会で非常に論議がされている中で、いわゆる市の広報で自衛官を募集するということについてどういったことで委託、受託をされているのか伺いたいと思います。

(自治文化課長) これについては、非常に難しいところなのですが、自衛官募集ということで、国を守るというか、そういうことで毎年という形で受託を受けているということで、その募集の方法、募集というか、紹介をするのを広報で年4回ないし5回という形でやっているところがあります。具体的にちょっと申し上げられなくて申しわけありません。

(諏訪) 済みません。私も広報余りよく見ていなかったのですが、いつぐらいから受託されていますでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時36分)

(開議 午後1時37分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(矢部) 1点だけちょっと、使用料でもって……

(委員長) 何ページ。

(矢部) 19。文化センターの屋根貸しのあれというのはどこの仕様でというか、……入ってきているのか。屋根貸し、太陽光のあれで貸しているあれというのは、ここに入ってこないのですか。

(自治文化課長) 文化センターの屋根のほうは、貸していないということです。貸しておりません。

(矢部) あれ前文化センターだけ屋根貸し、太陽光のあれで貸すという、今どこ…

(何事か声あり)

(矢部) 業者に屋根貸ししてどうのこうのって、体育館とかあれとかなんとかってあったではないですか。そのときにも文化センターという話もあったと思うのです。

(総務部副部長) 文化センターの屋根につきましても、太陽光パネル載せるということで候補として上がったわけなのですからけれども、調査の結果、文化センターについては候補の対象から外れると聞いたのを聞いております、屋根の重量の関係らしいのですけれども。

(坂本) 先ほどの川崎さんの質問の中にあつたかなとは思うのですけれども、43ページかな、広告放映料というところがありますよね。これ市民課のところの受付のところ、これテレビ画像でコマーシャルやっているよね、地元企業の。あれがそうなのですか、これは、放映料って。違うの。

(秘書室秘書課長) ただいま庁舎内の掲示の部分ということだと思っておりますが、こちらの広報紙の広告掲載料、それとホームページ等の広告掲載料ということで、これはあくまでも秘書課に関する部分につきましては広報紙とホームページの部分だけとなっております。

以上であります。

(坂本) 先ほど市民課のほう行って、窓口のところ映像が出ているのだ。地元のアドバンスだか何かの運送屋さんの宣伝していたのだ。それはどうなの。

(企画部副部長兼財政課長) その部分につきましては、43ページにあるのですけれども、広告放映料ですか、こちらは市民課のほうの歳入になっております。これ待つところの、待合室…

(坂本) 多分待合所から出るとちょうど画面が見えるのだけれども、それがそうだよ。これは、今まではこういうのはなかったような気がしたのだけれども、新館ができてから始まったものなのですか。

(ちょっと休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 0 分)



(開議 午後 1 時 4 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(諏訪) 16ページ、17ページです。地方消費税交付金につきまして昨年度から3%消費税が上がって、それなりに歳入のほうがあふえているのですけれども、この上がった分についてといたしますか、全体の交付につきまして、例えば民生費に何%とか、そういうパーセンテージのようなものが国から出されていたのかどうかを確認させてください。

(企画部副部長兼財政課長) 地方消費税交付金につきましては、今回の決算の関係で委員さんのほうに資料を、A4判ですか、1枚提供させてもらっているのですけれども、何%、それでよろしいですか。特に国等からのそういう何%を配分するよという、そういう指示はございませんけれども、国、総務省のほうからは、今回の消費税の引き上げ分につきましては社会保障財源に使えるという指示もございます。実際問題消費税の関係で5%から8%に上がったわけですけれども、そのうち消費税の5%というのは国税のほうの消費税が4%と、地方消費税が1%、含めて5%なのです。それが今度は8%なものですから、地方の消費税が1.7%と、国のほうの消費税が6.3%。その1.7%の分につきまして社会保障財源にということですので今回の決算書のほうに報告させております。費目ですか、対象の事業につきましては、お手元の資料あるのですけれども、そちらのほうに配分させてもらっているという状況でございます。以上です。

(諏訪) そうしますと、国から特にこういったところに使うという、そういう用途の指示はなかったということ。

(企画部副部長兼財政課長) 指示というか、表のほうにあるのですけれども、例えば社会福祉、4経費と言われている部分ですけれども、社会福祉の経費、それから社会保険の経費、それから保健衛生の経費、この中に通常言われている4経費が入っているわけなのですけれども、その

中に社会福祉ならば生活保護の事業、児童福祉の事業、母子福祉の事業、高齢者福祉の事業、障がい福祉の事業、身体障がい者福祉の事業、知的障がい者福祉の事業、精神障がい者福祉の事業に充てられています。それから、社会保険につきましては国民健康保険、それから介護保険、年金等の事業に配分の話です。それから、保健衛生につきましては、医療に係る施策、感染症、その他の疾病の予防対策、それから健康増進対策というふうに、対象の事業費ですか、そちらのほうは国のほうから示されておりまして、表のとおり配分されております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑ございませんね。

(企画部副部長兼財政課長) ちょっと1点ほど、先ほど金澤委員さんのほうから質問があったのですが、決算の関係で一般会計の部分の指標ですか、私ちょっと普通会計のほうの数字で実質収支が16と19億という、間違えましたけれども、普通会計のほうで言ってしまったものですから、その辺ご了承ください。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

(何事か声あり)

(委員長) ごめんなさい。だから、歳入分ね。歳入分ね。ごめんなさい。歳入分ね。

(何事か声あり)

(委員長) そうです。今申し上げたのは歳入部分で、討論なしということです。よって、賛成討論における、私言ったのですけれども、反対賛成言ったのですけれども、全体を通して言うという部分はあした歳出のほうを説明受け、そして質疑、討論やりますので、最後にこれをやりた

いと思います。

今 1 時 50 分で、ちょっと時間早いのですが、切りがいいので、本日の審査はこの程度にとどめて散会といたします。

なお、あすは歳出についての説明の後、質疑、討論ということですので、9 時から開会をいたしますので、よろしく願いいたします。9 時ね。本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 1 時 4 7 分)